

※照会の前に、下記の枠内をご確認ください。

また、確認調査書等で照会が必要な場合も、とよた i マップで埋蔵文化財包蔵地に該当しているか、事前にご確認をお願いします。

※ご記入いただいた地番を確認するため、事業範囲を枠で囲んだ地図を添付してください。

埋蔵文化財照会シート

※太枠内をご記入ください。

照会日	年	月	日	
照会場所 (所在地)	愛知県豊田市			
照会理由 ※該当事業を○で囲んでください	・個人住宅建設 ・個人住宅建替 ・集合住宅建設 ・集合住宅建替			
	・宅地分譲 ・宅地造成 ・通信塔建設 ・駐車場整備			
	・事業用建物建設 ・事業用建物建替 ・電柱新設 ・電柱移設			
	・その他（ ）			
着工予定日	年	月	日	
照会者所属				
連絡先 ※回答先を記載	担当者氏名：			
	住所：〒 -			
	TEL：			
	FAX：			
遺跡の有無	有・無・隣接・近接・要精査			
遺跡名				
埋蔵文化財excel入力	済・未		入力者	

ご照会への回答について **No.**

有効期間：発行日から6か月間※

この度のご照会につきまして、下記のとおり回答致します。

記

1 照会地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当します。

文化財保護法 93（94）条に基づき、「埋蔵文化財発掘の届出（通知）」を 開発行為着手 60 日前までに、文化財課窓口へ 原本を 2 部提出し、文化財調査に伴う協議をお願いします。様式は市 HP からダウンロードできます。

<http://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/bunkazai/1004221.html>

※開発行為とは、掘削の有無に関わらず、包蔵地内で行われる全ての工事を対象とします。判断に迷う場合は、文化財課にお問い合わせください。

対象工事例：建物建設（住宅、店舗、倉庫、物置等）、建物撤去、外構工事（排水、擁壁、駐車場整備等）、造成工事、埋立工事、地盤改良工事、樹木抜根など。

遺跡名：

2 照会地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しません。

3 照会地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していませんが、「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）」の提出と文化財調査に伴う協議をお願いします。様式は市 HP からダウンロードできます。

※事業内容に変更のある場合は、あらためてご照会ください。

令和 年 月 日

豊田市美術・博物部文化財課 担当[]

〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所西庁舎 8 階

Tel : 0 5 6 5 - 3 2 - 6 5 6 1 Fax : 0 5 6 5 - 3 4 - 0 0 9 5